

令和5年度グループ・団体等活動助成報告書の記入について

記入例もあわせてご確認ください。

1. 助成報告について

令和5年度にグループ・団体等活動助成を受けた団体は、「助成報告書」を記入し、年度終了後に必ず提出してください。

2. 助成を申請した活動の内容について

報告書の「助成を申請した活動の内容」は申請した内容を具体的に記載し、以降の項目に助成申請した事業の実施に伴う収支の内訳と、会としての各事業報告、助成金活用による事業実施の成果を記入し、チラシなどの資料を添付してください。

3. 報告書の提出期限

令和6年4月12日（金）＜必着＞

4. その他

提出の際には、報告書に加えて必ず助成を受けた事業が分かる以下の関係書類を添付してください。

- ①事業報告書
- ②決算書（助成金関連の事業も含めたグループ・団体全体の年間収支）
- ③領収書写（助成金に関係したもののみ）
- ④開催事業のチラシ、資料等

学習教材等の購入にかかる経費の助成を受けた場合は、事業関係書類の他、必ず購入したものの領収書の写しを添付してください。

令和6年度 グループ・団体等活動助成申請書について

記入例、要項もあわせてご確認ください。

1. 助成対象について

幸区を活動地域とし、年間の事業計画及び自主財源を基盤とする予算が明らかとなっている福祉のボランティアグループおよび当事者団体等で、幸区社会福祉協議会の会員、かつ自主運営を行っている概ね5人以上で構成する次のグループおよび団体に対し活動経費の一部を助成します。

2. 申請について

助成金の使途は、概ね次の内容のものです。

自主的な事業や活動経費の一部を補うものであり、申請する経費によって対象額が異なります。

- (1) 会員対象の定例会・リクリエーション等事業費、学習機材の購入等事務費
→3万円まで
- (2) 会員外も対象として実施する講座や行事
→5万円まで
- (3) その他本会会長が必要と認める経費

4. その他

必ず以下の書類を添付してください。

- ① 令和5年度 グループ・団体等活動助成申請書
- ② 事業計画
- ③ 年間予算書(会全体の予算書)
- ④ 前年度事業報告
- ⑤ 前年度決算書
- ⑥ 会則(定款)
- ⑦ 会員名簿

※ グループ・団体等活動助成事業は「赤い羽根共同募金配分金」を財源とし、募金額により助成予算額が決定します。「赤い羽根共同募金配分金」は年々減少していますが、助成金申請団体数は増加しています。この現状から、助成額が減少する可能性もあります。

幸区社会福祉協議会では、多様な地域福祉活動を支える募金を広め、財源確保に努めてまいります。皆様による広報協力をお願いいたします。また、「この事業には赤い羽根共同募金配分金の一部が使われています」等の記載や、イベントでのアナウンスによる広報をお願いいたします。